

(第7期定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 株主総会参考書類(2)

**第1号議案** 定款一部変更の件のうち、定款の附則の一部変更の内容

**第2号議案** 株式分割等にかかる定款一部変更の件のうち、定款の附則の一部変更の内容

上記以外の議案の内容については、「第7期定時株主総会招集のご通知」5頁以降の「株主総会参考書類(1)」に記載しております。

株式会社 **リそなホールディングス**

第1号議案 定款一部変更の件のうち、定款の附則の一部変更の内容 (下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(丁種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第3条 丁種第一回優先株式について、<u>第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. <u>取得を請求し得べき期間</u></p> <p><u>平成19年7月31日（日本時間）までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</u></p> <p>2. <u>取得請求権の内容</u></p> <p><u>本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p><u>イ. 引換価額</u></p> <p><u>本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>引換価額 = 平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な丁種第一回優先株式の転換価額</u></p> <p><u>ロ. 引換価額の修正</u></p> <p><u>引換価額は、平成18年10月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。</u></p> <p><u>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とす</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>丁種優先株式の全株消却に伴い、丁種優先株式の取得請求権の内容についての定めを削除するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>る。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後引換価額が修正前引換価額を上回る場合は、修正前引換価額をもって修正後引換価額とし、また、計算の結果修正後引換価額が496,300円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p>		

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数</p>		

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付す</p>		

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p><u>べき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(<u>戊種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第4条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>己種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第5条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>第1種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第6条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>第2種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第7条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>第3種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>第9種優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>第9種優先株式の取得条項の内容</u>) <u>第10条</u> (条文省略)</p>	<p>(<u>戊種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第3条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>己種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第4条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>第1種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第5条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>第2種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第6条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>第3種第一回優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>第9種優先株式の取得請求権の内容</u>) <u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(<u>第9種優先株式の取得条項の内容</u>) <u>第9条</u> (現行どおり)</p>	<p>附則第3条の削除に伴い、現行定款附則第4条ないし第10条の条数を変更するものであります。</p>

## 第2号議案 株式分割等にかかる定款一部変更の件のうち、定款の附則の一部変更の内容

(下線は変更部分)

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>(乙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第1条 乙種第一回優先株式について、<u>第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換比率 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。 引換比率 = <math>\frac{\text{平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の転換比率}}{\text{}}</math></p> <p>ロ. 引換比率の修正 引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>	<p>(乙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第1条 乙種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、<u>第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、<u>取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>イ. 引換比率 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。 引換比率 = <math>\frac{\text{平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の引換比率}}{\text{}}</math></p> <p>ロ. 引換比率の修正 引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。</p>	<p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。また、株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>修正後引換比率 = <math>\frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}</math></p> <p>ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた金額とする。修正後引換比率が3.429（以下上限引換比率という）を超える場合は、修正後引換比率はかかる上限引換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。</p> <p>ハ． 引換比率の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．またはロ．の引換比率を下記算式（以下引換比率調整式という）により調整する。ただし、引換比率調整式により計算される引換比率（以下調整後引換比率という）が上限引換比率を超える場合は、調整後引換比率は、かかる上限引換比率とする。調整後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換比率} = \text{調整前引換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$ <p>① 引換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普</p>	<p>ハ． 引換比率の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ．の引換比率を下記算式（以下引換比率調整式という）により調整する。ただし、引換比率調整式により計算される引換比率（以下調整後引換比率という）が3.429（以下上限引換比率という）を超える場合は、調整後引換比率は、かかる上限引換比率とする。調整後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換比率} = \text{調整前引換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$ <p>① 引換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普</p>	



第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>通株式を処分する場合 調整後引換比率は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合調整後引換比率は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換比率は、その株式または新株予約権の発行日に、また株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額また</p>	<p>通株式を処分する場合 調整後引換比率は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合調整後引換比率は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換比率は、その株式または新株予約権の発行日に、また株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額また</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>は新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換比率は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換比率の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) 引換比率調整式に使用する時価は、調整後引換比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</u>上記45取引日の間に当該引換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換比率は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換比率調整式に使用する調整前引換比率は、調整後引換比率を適用する前日において有効な引換比率とし、また、引換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日、または株主に対する割当てのための基</p>	<p>は新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換比率は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換比率の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) 引換比率調整式に使用する時価は、調整後引換比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u>上記45取引日の間に当該引換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換比率は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換比率調整式に使用する調整前引換比率は、調整後引換比率を適用する前日において有効な引換比率とし、また、引換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日、または株主に対する割当てのための基</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>準日がない場合は、調整後引換比率を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換比率調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = <math>\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式数}}{\text{本優先株式数}} \times \text{引換比率}</math></p> <p>(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 丙種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べ</p>	<p>準日がない場合は、調整後引換比率を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換比率調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>二、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = <math>\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式数}}{\text{本優先株式数}} \times \text{引換比率}</math></p> <p>(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第2条 丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）につい</p>	<p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更す</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>き期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額 = <math>\frac{\text{平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の転換価額}}{100}</math></p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平</p>	<p>て、<u>第17条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（<u>本条において以下本優先株主という</u>）は、取得を請求し得べき期間中、<u>当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。 引換価額 = <math>\frac{\text{平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額}}{100}</math></p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正</p>	<p>るものであります。 また、株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ、引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ、またはロ、の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額（以下調整後引換価額という）が<u>133,300円</u>を下回る場合には、<u>133,300円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割ま</p>	<p>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ、引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ、またはロ、の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額（以下調整後引換価額という）が<u>1,333円</u>を下回る場合には、<u>1,333円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割ま</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>たは株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを</p>	<p>たは株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が合理的に適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</u>なお、<u>上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合</u>においては、調整後引換価額は、本項ハ. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p>	<p>適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が合理的に適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u>なお、<u>上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合</u>においては、調整後引換価額は、本項ハ. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>1,000倍</u>して使用するものとする。</p>	<p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>10倍</u>して使用するものとし、かかる差</p>	



第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>る。</p> <p>二、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第3条 戊種第一回優先株式について、<u>第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p>	<p>額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。</p> <p>二、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額}}{\text{(1株あたり5,000円)の総額}} \times \text{引換価額}$ <p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第3条 戊種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、<u>第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、<u>取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>	<p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。また、株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = <u>平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の転換価額</u></p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成21年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が<u>359,700円</u>（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額</p>	<p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = <u>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額</u></p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成21年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が<u>平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額</u>（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が100,000円を下回る場合には、<u>100,000円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> $\frac{\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはそ</p>	<p>調整式という)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という)が<u>1,000円</u>を下回る場合には、<u>1,000円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> $\frac{\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはそ</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>の基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には</p>	<p>の基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付さ</p>	<p>当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付さ</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>れる普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第4条 己種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ、引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付す</p>	<p>れる普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり12,500円)の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第4条 己種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ、引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付す</p>	<p>変更の理由</p> <p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。また、株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>る当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額＝平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の転換価額</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計</p>	<p>る当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>算される引換価額（以下調整後引換価額という）が<u>100,000円</u>を下回る場合には、<u>100,000円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かか</p>	<p>算される引換価額（以下調整後引換価額という）が<u>1,000円</u>を下回る場合には、<u>1,000円</u>をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かか</p>	



第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>るみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる</p>	<p>るみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p>	<p>30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第5条 第1種第一回優先株式について、<u>第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</li> <li>取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初引換価額 <u>当初引換価額は、平成18年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が28,000円(ただし、下記ハ、により調整する。以下</u></p>	<p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり12,500円)の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第5条 第1種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、<u>第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</li> <li>取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p>	<p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。また、株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ロ. 引換価額の修正 当初引換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する</p>	<p>引換価額 = 平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記ハ、により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ、に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ、に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整 (1) 次の各号のいずれかに該当する</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>場合には、前記イ、またはロ、の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用</p>	<p>場合には、前記イ、またはロ、の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行</p>	<p>する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新</p>	<p>日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ、に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>1,000倍</u>して使用するものとする。</p>	<p>株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>10倍</u>して使用するものとし、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>1/100倍</u>して使用するものとする。</p>	



第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第6条 第2種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成20年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が20,000円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気</p>	<p>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり2,000円)の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第6条 第2種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> $\text{引換価額} = \text{平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第2種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額}$	<p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。また、株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ロ. 引換価額の修正  当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整  (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p>	<p>ロ. 引換価額の修正  引換価額は、毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第2種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整  (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式という)により調整する。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入す</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>調整後引換価額=調整前引換価額 ×</p> $\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求</p>	<p>る。</p> <p>調整後引換価額=調整前引換価額 ×</p> $\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、</p>	<p>できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位ま</u></p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>その<u>10円の位</u>を四捨五入する。なお、上記<u>45取引日</u>の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ。に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使</p>	<p>で算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、上記<u>45取引日</u>の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ。に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が<u>1,000円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>1,000倍</u>して使用するものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>	<p>用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が<u>10円未満</u>にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を10倍して使用するものとし、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>1/100倍</u>して使用するものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = <math>\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}</math></p> <p>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第7条 第3種第一回優先株式について、<u>第16条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</li> <li>取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が<u>17,000円</u>(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上</p>	<p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = <math>\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり2,000円)の総額}}{\text{引換価額}}</math></p> <p>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第7条 第3種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、<u>第17条</u>に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</li> <li>取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主(本条において以下本優先株主という)は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第3種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。</p>	<p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。また、株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ロ. 引換価額の修正  当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整  (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$	<p>ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、<u>上記45取引日</u>の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ロ. 引換価額の修正  当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整  (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。引換価額調整式の計算については、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$	



第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるも</p>	<p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるも</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>のとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整</p>	<p>のとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、<u>その小数第1位</u>を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出され</p>	<p>前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出され</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>た調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>1,000倍</u>して使用するものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(第9種優先株式の取得請求権の内容) 第8条 第9種優先株式について、<u>第16条の2</u>に規定する取得を請求し得べ</p>	<p>た調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>10倍</u>して使用するものとし、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日以降平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を<u>1/100倍</u>して使用するものとする。</p> <p>ニ、本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額(1株あたり2,000円)の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(第9種優先株式の取得請求権の内容) 第8条 第9種優先株式について、<u>第18条</u>に規定する取得を請求し得べき期</p>	<p>変更の理由</p> <p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更す</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>き期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第9種優先株式の取得請求権 第9種優先株主は、下記2. に定める取得を請求し得べき期間中、当会社に対して当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得することを請求することができる。第9種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当会社は、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、下記3. に定める財産を交付する。</p> <p>2. 取得を請求し得べき期間 第9種優先株主が当会社に対して当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得することを請求することができる期間は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の期間とする。</p> <p>3. 取得と引換えに交付すべき財産 当会社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額を下記4. に定める引換価額で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。なお、第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>4. 引換価額および下限引換価額 引換価額および下限引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出さ</p>	<p>間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第9種優先株式の取得請求権 第9種優先株主は、下記2. に定める取得を請求し得べき期間中、当会社に対して当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得することを請求することができる。第9種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当会社は、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、下記3. に定める財産を交付する。</p> <p>2. 取得を請求し得べき期間 第9種優先株主が当会社に対して当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得することを請求することができる期間は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の期間とする。</p> <p>3. 取得と引換えに交付すべき財産 当会社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額を下記4. に定める引換価額で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。なお、第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>4. 引換価額および下限引換価額 引換価額および下限引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出さ</p>	<p>るものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>れる普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</p> <p>引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限引換価額を下回るときは、引換価額は下限引換価額に修正される。また、引換価額および下限引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>5. 取得請求権の行使の条件</p> <p>第9種優先株主は、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）が一定の価額（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）を超えない限り、取得請求権を行使することができない。</p> <p>(第9種優先株式の取得条項の内容)</p> <p>第9条 第9種優先株式について、<u>第17条の3</u>に規定する取得条項の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第9種優先株式の全部または一部の取得</p> <p>当会社は、下記2.に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記3.に定める財産を交付する。</p> <p>当会社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得</p>	<p>れる普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</p> <p>引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限引換価額を下回るときは、引換価額は下限引換価額に修正される。また、引換価額および下限引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>5. 取得請求権の行使の条件</p> <p>第9種優先株主は、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）が一定の価額（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）を超えない限り、取得請求権を行使することができない。</p> <p>(第9種優先株式の取得条項の内容)</p> <p>第9条 第9種優先株式について、<u>第21条</u>に規定する取得条項の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第9種優先株式の全部または一部の取得</p> <p>当会社は、下記2.に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記3.に定める財産を交付する。</p> <p>当会社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得</p>	<p>条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>する第9種優先株式を決定する。</p> <p>2. 取得事由          会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、以下当初取得日という）が到来することをもって、当会社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日という）が到来することをもって、当会社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。</p> <p>3. 取得と引換えに交付すべき財産          当会社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される。以下取得条項発動時株価という）が下記4.に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。          「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を下記4.に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。</p> <p>4. 強制引換価額および下限強制引換価額</p>	<p>する第9種優先株式を決定する。</p> <p>2. 取得事由          会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、以下当初取得日という）が到来することをもって、当会社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日という）が到来することをもって、当会社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。</p> <p>3. 取得と引換えに交付すべき財産          当会社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される。以下取得条項発動時株価という）が下記4.に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。          「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を下記4.に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。</p> <p>4. 強制引換価額および下限強制引換価額</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
<p>強制引換価額および下限強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初強制引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</p> <p>強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限強制引換価額を下回るときは、強制引換価額は下限強制引換価額に修正される。また、強制引換価額および下限強制引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>(新設)</p>	<p>強制引換価額および下限強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初強制引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</p> <p>強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限強制引換価額を下回るときは、強制引換価額は下限強制引換価額に修正される。また、強制引換価額および下限強制引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>(第9種優先株式の取得請求権および取得条項についての読み替え等)</p> <p>第10条 第9種優先株式（本条において以下本優先株式という）の取得請求権および取得条項の内容について、次の通り読み替え等を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本優先株式について「払込金額相当額」とあるのは、1株あたり「金35,000円」をいうものとする。</li> <li>2. 本条の効力発生日における本優先株式についての「引換価額」、「下限引換価額」、「強制引換価額」および「下限強制引換価額」は、それぞれ、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な本優先株式についての引換価額、下限引換</li> </ol>	<p>株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>



第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
	<p>価額、強制引換価額および下限強制引換価額を100で除して得た額とする。</p> <p>3. 本優先株式の取得請求権および取得条項の内容において「10円の位」とあるのは、「円位未満小数第1位」と読み替えるものとする。</p> <p>4. 本優先株式の取得条項において、「取得不能日として定める日」とは、次により取得日として認められる日以外の日をいうものとする。 当社は、当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）が、いずれか連続する30取引日の各日において、本優先株式について定められた当初の強制引換価額（平成19年6月11日現在332,465円。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに調整された場合には、調整後の額）を100で除して得た額（強制引換価額が調整される場合には、これに準じて調整する）に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日の本優先株式の取得条項の内容に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。</p> <p>5. 本条の効力発生日における「<u>配当基準額</u>」は、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において適用ある配当基準額を100で除して得た額とする。</p> <p>6. 本優先株式の引換価額および強制引換価額（本条および次条において、あわせて以下単に引換価額という）の調整において、「<u>資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当</u></p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
	<p>該調整前引換価額の1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、<u>資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。」とあるのは、「資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の1%未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7. 本優先株式の引換価額の調整において、「<u>引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。」とあるのは、「引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換</u></p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
(新設)	<p>価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1/100倍して使用するものとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>(株式の分割に伴う経過措置)</p> <p>第11条 優先配当金に関する規定の変更は、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日として行なわれた優先配当金支払の効力に影響するものではない。</p> <p>② 優先株式について、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日として優先中間配当金を支払ったときは、当該基準日の属する事業年度の直後の事業年度中に支払う優先配当金の額の計算においては、当該優先中間配当金の額に代えて、当該優先中間配当金の額を100で除して得た額を控除するものとする。</p> <p>③ 第19条、附則第1条ないし第7条および第9種優先株式の引換価額の調整における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値の計算において、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値を使</p>	<p>株式の分割後優先株主の実質的な権利を維持するために必要な変更をするものであります。</p>

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
	<p>用するときは、当該終値に代えて、当該終値を100で除して得た額を使用するものとする。</p> <p>④ 附則第1条ないし第7条および第9種優先株式の引換価額の調整における引換比率調整式または引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数が、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日における既発行の普通株式数であるときは、当該普通株式数に代えて、当該普通株式数に100を乗じて得た数を使用するものとする。</p> <p>⑤ 平成24年6月4日までの期間における第9種優先株式の取得請求権の行使の条件の適用において、第9種優先株主がその有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとする四半期の直前の四半期中（当該直前の四半期の最終の取引日までの期間に限る）に平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日が到来した場合には、当該効力発生日の前日までの日については、当社の普通株式の普通取引の終値に代えて、当該終値を100で除して得た額を使用するものとする。</p> <p>⑥ 資産分配調整式による第9種優先株式の引換価額の調整において、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までの日を基準日とする剰余金の配当額を使用するときは、当該金額に代えて、当該金額を100で除して得た額を使用するものとする。</p> <p>⑦ 第6種優先株式、第7種優先株式または第8種優先株式が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに発行され、当該優先株式につき当該株式の分割の効力発生日と</p>	

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
(新設)	<p><u>同一の日を効力発生日として1株を100株とする株式の分割が行われる場合には、本条の効力発生日以降、当該優先株式の払込金額を100で除して得た額をもって当該優先株式の払込金額として扱うものとし、当該優先株式1株当たりの優先配当金額、残余財産分配額および取得条項による取得の対価はこれに応じて1/100倍するものとする。</u></p>	
(新設)	<p>(株券喪失登録簿の作成等)  <u>第12条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿の記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>附則第12条、第13条は株券電子化に伴い、株券喪失登録簿に関する規定を本則より附則に移設したものであります。</p>
(新設)	<p>(株券喪失登録簿の記載または記録)  <u>第13条 当会社の株券喪失登録簿の記載または記録については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	
(新設)	<p>(株券喪失登録簿に関する規定の整理)  <u>第14条 附則第12条ないし本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という)の施行日の翌日から起算して1年を経過した日にこれを削除するものとする。</u></p>	<p>決済合理化法の施行日翌日より1年をもって、株券喪失登録簿についての規定を削除するものであります。</p>
(新設)	<p>(決済合理化法の施行に伴う規定の整理)  <u>第15条 第7条のうち「(実質株主を含む。以下同じ)」の文言、第9条第3項のうち「(実質株主名簿を含む。以下同じ)」の文言、第10条のうち「株券の種類、」の文言および第16条第1項のただし書きは、決済合理化法の施行によりこれを削除するもの</u></p>	<p>決済合理化法の施行により不要となる記載を削除するものであります。また、株式の分割の効力発生後、追加変更案第16条第1項のただし書を削除するものであ</p>

(下線は変更部分)

第1号議案による変更後の定款	追加変更案	変更の理由
	<u>とする。</u>	ります。